

別表第2(第9条、第10条関係)

修繕及びリフォーム資金助成承認申請書に添付する書類

	添付書類	内容等
(1)	工事見積り・施工方法等 事前審査確認書	住宅修繕相談員から受領した確認書(要綱第8条)
(2)	建物登記事項証明書	登記されていない場合は、課税台帳の写しに代えることができる。
(3)	付近見取り図	方位、道路及び目標となる地物を明示すること。
(4)	配置図	縮尺、方位、敷地境界線、敷地内における建築物の位置を明示すること。
(5)	各階平面図	共同住宅の場合は、避難階及び今回工事予定階とする。 縮尺、方位、間取り、各室の用途、工事場所を明示すること。
(6)	詳細図 (改修前、改修後)	施工方法が把握でき、見積りができること。
(7)	写真	工事着工前の写真とする。
(8)	見積書の写し	内訳明細がわかるものとする。 当該助成対象修繕工事とリフォーム工事に分け、消費税を除いた額を明記したもの。
(9)	課税証明書	(所得の確認) 世帯全員、直近の年の収入が証明できるもの 非課税の場合は非課税証明書
(10)	納税証明書	(住民税を滞納していないことの確認) 世帯全員、直近の完納年度のもの(未納額0円のもの) 非課税の場合は非課税証明書
(11)	住民票または保有個人情報 開示請求による外国人 登録原票の写し	世帯全員、外国人については在留資格が確認できること。
(12)	その他区長が特に必要と 認めた書類	

※(3)(4)(5)については、改修工事内容により、省略できるものとする。

別表第3(第12条関係)

修繕及びリフォーム資金助成金交付申請書に添付する書類

	添付書類	内容等
(1)	工事完了検査確認書	住宅修繕相談員から受領した確認書(要綱第11条)
(2)	契約書の写し	内訳明細がわかるものとする。 当該助成対象修繕工事とリフォーム工事に分け、消費税を除いた額を明記したもの。
(3)	領収書の写し	当該助成対象修繕工事及びリフォーム工事に係る部分とする。
(4)	写真	工事着工前、工事中及び工事後の写真とする。
(5)	その他区長が特に必要と 認めた書類	